

2021年9月

受益者の皆様へ

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（毎月分配型）」
「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（3ヵ月決算型）」
「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（年2回決算型）」
信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（毎月分配型）」（以下「毎月分配型」といいます。）、「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（3ヵ月決算型）」（以下「3ヵ月決算型」といいます。）および「LM・アジア・オセアニア・インカム資産ファンド（年2回決算型）」（以下「年2回決算型」といいます。）について、信託財産の純資産総額がファンドの運用を行うための適切な資産規模（信託約款に定める繰上償還の基準となる金額）である20億円を下回る状態が続いていることから、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づき、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本書面および別紙の「書面決議参考書類」をご確認いただき、本議案に対する賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、2021年10月6日までに弊社宛てにお送りいただきますようお願い申し上げます。

なお、本議案に賛成される場合は、特にお手続きは不要です。「議決権行使書面」をお送りいただかない場合は、信託約款の規定に基づき本議案に賛成するものとして取扱われます。

敬具

本件に関しまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

電話番号 0120-758-755

※PHS等、上記電話番号がご利用できない場合は、03-5219-5940へおかけください。

（受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

1. 信託終了（繰上償還）に関する書面決議を行う理由

各ファンドについては、2017年12月18日に当初設定後、主に日本を除くアジアおよびオセアニアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行い、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指して運用を行ってまいりましたが、2021年7月末現在の信託財産の純資産総額は、「毎月分配型」が約2.6億円、「3ヵ月決算型」が約0.7億円、「年2回決算型」が約3.4億円と、各ファンドとも運用を行うための適切な資産規模（信託約款で信託終了（繰上償還）の基準と規定する金額）である20億円を下回る状態が続いております。

弊社といたしましては、各ファンドの運用を継続するために対応策を検討してまいりましたが、前述の状況を鑑み、信託終了（繰上償還）することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを取らせていただくこととしました。

2. 書面決議の日程および手続き

(1) 日程

①書面決議対象受益者確定日	2021年9月6日（月）
②議決権行使期間	2021年10月6日（水）まで
③書面による決議の日	2021年10月7日（木）
④信託終了（繰上償還）予定日	2021年10月25日（月）

(2) 手続き

書面決議の対象となる2021年9月6日現在の受益者の皆様は、上記の議決権行使期間中に、委託者であるフランクリン・templton・ジャパン株式会社に対して同封の「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。

本議案は、ファンド毎に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

・可決されたファンドは、2021年10月25日をもって信託終了（繰上償還）します。

・否決されたファンドは、2021年10月25日付での信託終了（繰上償還）は行いません。

（注）ファンド毎の書面決議の結果、いずれかのファンドのみが信託終了（繰上償還）し、他のファンドは信託終了（繰上償還）せず、運用を継続することがあります。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、書面による決議の日（2021年10月7日）以降、弊社のホームページ等にてお知らせいたします。

弊社ホームページのアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

3. 議決権行使の方法について

議決権を行使する場合は、同封の「議決権行使書面」に、各ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、2021年10月6日までに同封の返信用封筒にて弊社までお送りください。

「議決権行使書面」は2021年10月6日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

議決権を行使しない場合（「議決権行使書面」をお送りいただかない場合）は、信託約款の規定に基づき本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがって、賛成の場合は特段のお手続きは不要です。

【議決権行使に関するご留意事項】

- ・ 賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。
- ・ 同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・ ご記入内容に不備がある場合や判読困難な場合などは、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社または弊社から確認のご連絡を差し上げることがありますので、ご了承ください。

4. ご換金の手続き等について

- ・ 信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合でも、2021年10月21日まで取扱い販売会社において換金のお申込みを受付けます。
※販売会社によっては上記の換金お申込み受付最終日より前に、換金の申込受付を中止する場合があります。詳しくは、取扱い販売会社にご確認ください。
- ・ 信託終了日までファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。
- ・ 本書面決議においては、議案に反対された受益者の方による投信法に基づく受益権の買取請求の制度は適用されません。反対された受益者の方が繰上償還日までに換金を希望される場合は、通常どおり換金のお申込みが可能です。

以上

※個人情報の取扱いに関して

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）に関する書面決議を行うために利用いたします。また、当該個人情報は、書面決議の手続きを行うにあたり、弊社と販売会社の間で共有させていただくことがありますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。